

広島県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月二十八日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一グループリーダー専決事項の欄中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 一件五十万円未満の収支の原因となる行為に関する事
- 六 一件五十万円未満の支出に関する検査職員の指定

附 則

この人事委員会訓令は、平成二十四年七月一日から施行する。